

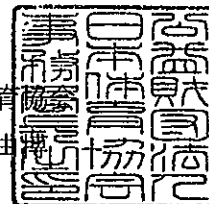


第 27 回体協育成発第 366 号

平成 27 年 12 月 14 日

公益社団法人 日本山岳協会
事務局長 小野寺 斉 殿

公益財団法人 日本体育協会
事務局長 河内 由 博



公認スポーツ指導者制度に基づくスポーツ指導者養成講習会
実施要領の変更について（回答）

平素より本会諸事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、平成 27 年 12 月 4 日付 27 日山協事務局発第 004 号文書にてご連絡いただきました標記の件について、本会はこれを了承いたします。

つきましては、別紙のとおり覚書を締結いたしたく記載事項をご確認の上、署名、捺印いただき 1 通をご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、都道府県体育（スポーツ）協会へは、本会より通知いたしますので、都道府県競技団体等へは貴会より周知いただきますようお願い申し上げます。

記

【承認内容】

1. 公認山岳指導員資格の名称の変更
2. 公認山岳上級指導員資格の名称の変更
3. 公認山岳コーチ資格の名称の変更
4. 公認山岳上級コーチ資格の名称の変更
5. 変更内容適用期日：平成 28 年 1 月 1 日より

【本件に対する問合せ先】

公益財団法人 日本体育協会

スポーツ指導者育成部 品治／渡部

TEL：03-3481-2226 FAX：03-3481-2284

E-mail：shidojin@japan-sports.or.jp

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく
スポーツ指導者養成講習会実施に関する覚書

公益財団法人日本体育協会(以下「甲」という。)と、公益社団法人日本山岳協会(以下「乙」という。)は、標記事業を実施するにあたり、次の条項により覚書を取り交わす。

記

(公認スポーツ指導者養成事業)

第1条 甲及び乙は「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、スポーツ振興の担い手となるスポーツ指導者を双方の協力のもと養成するとともに、更なる制度の促進を図る。

2. 甲および乙が養成するスポーツ指導者は下記のとおりとする。

- ・公認山岳指導員
- ・公認山岳上級指導員
- ・公認山岳コーチ
- ・公認山岳上級コーチ
- ・公認スポーツクライミング指導員
- ・公認スポーツクライミング上級指導員
- ・公認スポーツクライミングコーチ

(講習会の実施)

第2条 各資格の講習会については、共通科目講習会は甲が、専門科目講習会は乙がそれぞれ責任を持って実施する。

2. 各資格の共通科目講習会実施要領については別紙のとおりとし、その内容に変更のある場合、甲は乙に対し速やかにその旨連絡する。
3. 各資格の専門科目講習会実施要領については別紙のとおりとし、その内容に変更のある場合、乙は甲に対し速やかにその旨連絡する。

(講習会受講料)

第3条 各資格の受講料は下記のとおりとする。

- 指 導 員 共通科目:21,600 円 専門科目:15,120 円
上級指導員 共通科目:15,120 円(共通科目Ⅰ免除者は、8,640 円) 専門科目:10,800 円
コ ー チ 共通科目:19,440 円、専門科目:10,800 円
上級コーチ 共通科目:47,520 円(共通科目Ⅲ免除者は、28,080 円) 専門科目:17,280 円

(登録料)

第4条 資格認定に必要な登録料は下記のとおりとする。

	甲	乙
公認山岳指導員、 公認スポーツクライミング指導員	10,000 円	2,000 円
公認山岳上級指導員 公認スポーツクライミング上級指導員	10,000 円	2,000 円
公認山岳コーチ 公認スポーツクライミングコーチ	10,000 円	2,000 円
公認山岳上級コーチ	10000 円	2,000 円

※初回登録手数料として、上記甲の金額に一律 3,000 円をプラスする。

(協議事項)

この覚書に定めない事項については、必要に応じ甲・乙協議の上、定めるものとする。

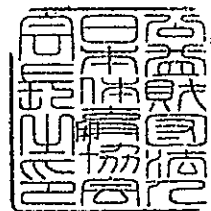
上記覚書締結の証とするため、契約書式通を作成し、双方記名捺印の上甲乙巻通を保有するものとする。

平成 27 年 12 月 14 日

甲 東京都渋谷区神南 1-1-1

公益財団法人 日本体育協会

会 長 張 富士夫



乙 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

公益社団法人 日本山岳協会

会 長 八木原 圀

